

「新型コロナウイルス感染症対策」・「働き方改革推進」

雇用調整助成金 特別相談会

労働者の一時的休業などの対策に！

「新型コロナウイルス感染症の影響」により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が取り組む雇用維持の活動に対し、休業手当・賃金等を一部助成する雇用調整助成金について、また、改正法施行に伴う働き方改革（労務対応・準備等）について、社会保険労務士が個別にご相談に応じます。

【日時】 毎週金曜日 13:00～17:00

※1 事業所あたり相談時間は約 50 分程度となります。

【場所】 会津喜多方商工会議所 2階 会議室

【相談員】 社会保険労務士

(福島県働き方改革推進支援センター・派遣型専門家)

【申込方法】 下記申込書にてお申込みください。(事前予約制)

※当日の相談も可能ですが、お待たせする場合がございます。

【その他】 開催日の相談が難しい場合や来所できない場合など専門家派遣制度もございますので、お気軽にお問い合わせください。

◆お問い合わせ：会津喜多方商工会議所 中小企業相談所 (TEL：0241-24-3131)

主催 会津喜多方商工会議所中小企業相談所 共催 福島県働き方改革推進支援センター

相談会申込書

会津喜多方商工会議所中小企業相談所 行き (FAX：0241-25-7171)

希望される開催日及び時間帯に丸〇印をご記入のうえお申込みください。

開催月	開催日 (毎週金曜日)	13:00～	14:00～	15:00～	16:00～
8月	7日 21日 28日				
9月	4日 11日 18日 25日				
10月	2日 9日 16日 23日 30日				
11月	6日 13日 20日 27日				
12月	4日 11日 18日 25日				
1月	8日 15日 22日 29日				
2月	5日 12日 19日 26日				
3月	5日 12日				
事業所名			役職・氏名		
住所			TEL		